

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和2年 6月 4日 (木)

開会 9時30分

閉会 10時 6分

2 場 所

三重県庁講堂

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員
北野誕生水委員

欠席議員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘

次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、

次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏

教育総務課 課長 伊藤美智子

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、課長補佐兼班長 樋口慎也

保健体育課 課長 嶋田和彦、課長補佐兼班長 奥山真司

高校教育課 課長 井上珠美

教育政策課 課長 上村和弘、課長補佐兼班長 一尾哲也

主幹兼係長 服部秀一

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第15号 令和3年度三重県立高等学校募集定員
総数の策定について

原案可決

報告題件名

報告 1 三重県文化財保存活用大綱の最終案について

報告 2 県立学校の部活動の取扱いについて

6 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（5月21日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第15号公表前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第15号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 三重県文化財保存活用大綱の最終案について（公開）

（林社会教育・文化財保護課長説明）

報告1 三重県文化財保存活用大綱の最終案について

三重県文化財保存活用大綱の最終案について、別紙のとおり報告する。令和2年6月4日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

資料の1ページをご覧ください。まず、背景と経過から説明させていただきます。まず、（1）背景ですが、近年、過疎化・少子高齢化などの社会情勢の変化が問題になっております。文化財におきましても、その文化財を取り巻く環境が悪化しておりまして、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっております。

また、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組むことが必要となっております。

そこで国のほうでは、昨年平成31年4月1日に文化財保護法の改正がなされ、都道府県の教育委員会においては、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を示すことができ、市町村の教育委員会においては、文化財保存活用地域計画を作成することができるという制度が整えられたところです。

県教育委員会においては、これに基づき文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確化するというところで、市町による文化財保存活用計画策定への取組が進むように「三重県文化財保存活用大綱」を策定することにしたところです。

経過につきましては、以下の通りですが、まず、令和元年5月27日から策定の検討が進められました。

ここで資料の訂正をお願いします。第1回三重県文化財保存活用大綱策定委員会になっていますが、「委員会」が誤りで、これは「部会」です。保存活用大綱策定部会に修正をお願いいたします。

5月から6月にかけて方針の検討並びに議会と教育委員会定例会に方針の説明を

行いました。

さらに、10月から令和2年2月にかけて中間案の検討を「大綱策定部会」で行いまして、3月に教育委員会定例会と議会に報告したところです。

さらに、3月から4月にかけてパブリックコメントを経て、5月に大綱策定部会で最終案の検討を行い、本日、この定例会に最終案の報告、さらには6月19日に県議会に報告する予定となっております。

大綱の中身、内容について説明させていただきます。資料が飛びますが、4ページをお開きください。4ページに三重県文化財保存活用大綱の概要が載せてあります。この大綱の基本的な方針ですが、まず、1つが、全ての人が本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、豊かな生活を送るということ。2つ目として、文化財の価値が未長く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受すること、この2つを目標としております。

そのためには、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が、人づくりや、地域づくりに活用されていることが必要です。

そのために、4つの柱、「適切な保存」、「有効な活用」、「確実な継承」、「文化財の災害対応」、この4つの柱をもって進めていきたいと考えております。

さらには、めざすべき姿として、県民力結集に向けてということで、下にまとめさせていただきましたが、地域総がかりで保存・活用・継承に取り組むため、県民力を結集して、多様な主体それぞれが役割を担っていくということで、文化財所有者、地域、行政、高等教育機関・企業等、それぞれの役割と期待をこの大綱の中に記載させていただいているところです。

お戻りいただきまして2ページをお開きください。そういった内容で3月に中間案を報告させていただいたところですが、その後、県議会並びにパブリックコメントでご意見をいただき最終案を取りまとめました。

ここで主な変更点についてご説明させていただきます。この別冊資料を併せてお開きください。まず、別冊資料の6ページです。これは県議会のほうから、6ページの下の方の(3)で「課題」となっているが、「めざすべき姿」ではないかという意見がありました。それで、その内容について、文化財保護審議会の部会で検討した結果、ここは課題で置いて、その次のページ7ページの第2節の「県民力の結集に向けて」というところですが、ここが本来の文化財の姿ではないかというような意見をいただきまして、ここに「三重県がめざす文化財保護のすがた」という項目で位置づけをさせていただいたところです。

続きまして、28ページをお開きください。28ページの第1節、保存のところの(1)「文化財の把握調査」の部分です。これは、文化財保護審議会の部会の委員の中から、天然記念物に保護管理指針に関する内容を追記したらどうかというような意見がありまして、その天然記念物の部分、調査等々を追記したものです。

続きまして、33ページをお開きください。この部分につきましては、パブリックコメントの意見から、文化財保護指導委員、文化財のパトロールをしていただいている方々ですが、その役割は大変重要なものであるということで、その文化財保護指導委員に関する事項を、この文化財の状況把握と所在確認の欄に記載すべきではない

かというような意見がありまして、それを追記させていただいたところです。

続きまして、38ページをご覧ください。(4)の「県として重点的に保存活用の措置を講じる文化財」の欄でございます。ここは、内部の検討の中で、そもそも前段の前書き、この3行がありませんでした。ただし、県として重点的に保存、活用を講じる文化財の位置づけを追記したほうがいいのではないかという話で、追記をさせていただきました。

続きまして、40ページをお開きください。40ページの真ん中のところ、「文化財保護指導委員」のところですか。これも先ほどのパブリックコメントの意見で、文化財保存指導委員の内容を追記したほうがいいという話が出ましたので、それを追記させていただきました。

もう一度、資料3ページにお戻りください。(3)「パブリックコメント」の概要です。パブリックコメントについては、3人から11件の意見をいただきました。項目別意見件数、意見への対応状況は、この表にまとめてあるとおりです。

今後の対応ですが、これから更にご意見をいただき、本大綱を完成させていきたいと考えております。完成後は、市町並びに文化財所有者等にこの大綱を周知し、適切な技術的・財政的支援を進めていきたいと考えております。

【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 県立学校の部活動の取扱いについて (公開)

(嶋田保健体育課長・井上高校教育課長説明)

報告2 県立学校の部活動の取扱いについて

県立学校の部活動の取扱いについて、別紙のとおり報告する。令和2年6月4日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長 高校教育課長

1ページをご覧ください。6月1日、県立学校の部活動再開後の取扱いについてということでご説明をさせていただきます。

部活動につきましては、これまで三重県の部活動ガイドラインに基づくとともに、本年5月15日付の県立学校感染症対策ガイドラインを踏まえて実施してきたところでございます。本年の5月22日付で文部科学省から「衛生管理マニュアル」が通知されましたが、この県立学校感染症対策ガイドラインの中に部活動に関する内容が含まれていることから、今後の部活動については、この文部科学省の衛生管理マニュアルも踏まえて運営していくことといたします。

文部科学省の衛生管理マニュアルでは、本県の現在の状況は、「レベル1地域」に相当するということで、可能な限り、感染症対策を取った上で通常の活動を行うとされており、全体を通じての留意事項も示されており、教職員に徹底した上で、適切に

実施することとしています。

また、運動部活動におきましては、中央競技団体からの感染予防対策のガイドラインなども参考にするとともに、文化部活動においては、県高等学校文化連盟の各部門から出される留意事項を参考にすることとしているところです。

2ページをご覧ください。「2 部活動の再開後の段階的な実施」、約3カ月間、臨時休業がございましたので、児童生徒の運動不足による怪我の心配であるとか、あるいは、暑い時期ですので熱中症予防にも配慮が必要な時期ということで、生徒の安全を第一に考えながら練習内容を工夫することと、自校内の活動から校外への活動等へ段階的に実施するよう各学校に求めているところです。

「3 県立学校部活動に係る大会・コンクール中止に伴う対応」では、大会やコンクールが中止になっているということで、これまで熱心に練習に取り組んできた生徒たちの活躍の場を確保するため、運動部においては、高等学校総合体育大会や高等学校野球選手権の三重県大会の代替大会の開催を決定しているところです。

県総体につきましては、これまでの学校ごとに順位をつける形式ではなく、開催可能な競技のみの実施とさせていただきます。

開催種目や日程につきましては、6月9日に公表をさせていただきますが、競技によっては、秋に3年生が出場する大会や種目の特性もございますので、具体の競技、開催種目の内容について協議中ですので、9日の時点で未定の実施種目につきましては、決定次第、発表を行わせていただきます。

なお、感染症対策のための運用指針を競技ごとに作成の上で大会運営に臨みます。

それから、野球ですが、5月26日に県高等学校野球連盟が代替大会を開催することを決定したということで、大会日程、運営方法など詳細について、6月9日に発表をしたいと考えています。日本高等学校野球連盟が作成したガイドラインを参考に、こちらのほうは感染症対策を徹底していくこととなります。

文化部の方の対応ですが、第44回全国高等学校総合文化祭の「高知大会」ですが、ご承知だとは思いますが、オンラインでの開催が決定しており、本県生徒は9部門に参加を予定しており、現在、7月下旬以降の開催で調整中です。

第40回の近畿高等学校総合文化祭「奈良大会」ですが、全国高総文祭の実施形式を参考に開催されることとなっており、本県の生徒は16部門に参加を予定しているということで、7月下旬までに詳細が発表される予定です。

本県の対応は、みえ高文祭について、部門は減らさず例年どおり開催するというように進めています。

なお、感染症対策のため、実施方法の変更や参加日時を事前に割り振るなど、運営方法を検討します。

各部門の要望を踏まえ、6月下旬に実施方法を決定し、その後、開催準備に携わる生徒実行委員会を組織し、生徒の意見も反映させて運営していきます。

なお、これにかかわる通知文は、5月29日に県立学校に発出をさせていただいていることを報告させていただきます。

【質疑】

教育長

報告2は、いかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第15号 令和3年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について（非公開）

上村教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。